

### (7) 警察における民間の団体との連携・協力の強化

警察において、被害者支援連絡協議会（P76(1)「被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進」参照）などにおいて、民間の団体との連携を一層強化し、支援を行っている。

《基本計画において、「1～3年以内を目途に検討の結論を得て、施策を実施する」とされたもの（「1～2年以内を目途に実施する」とされたものを含む）》

### (8) 民間の団体に対する財政的援助の在り方の検討及び施策の実施

内閣府において、民間の団体の役割の重要

性にかんがみ、民間の団体に対する財政的な援助を充実させるため、平成18年4月、推進会議の下に、「民間団体への援助に関する検討会」を設置した。

同検討会においては、被援助団体となる対象、援助されるべき事務の範囲、援助の経路や財源などの総合的な在り方に関して、検討を重ねている。

平成19年4月、犯罪被害者等早期援助団体などに対する援助の拡充や地方公共団体における取組を促進するための方策などを盛り込んだ中間取りまとめを行い、国民からの意見募集の結果を踏まえ、現在、最終取りまとめに向けた検討を行っている（P16 コラム2「3つの『検討会』の中間取りまとめ」参照）。

## 第5節 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

### 1 国民の理解の増進（基本法第20条関係）

《基本計画において、「速やかに実施する」とされたもの》

#### (1) 学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進

文部科学省において、都道府県教育委員会などとの連携、協力の下、体験活動を生かした道徳教育や地域人材の積極活用などにより、命を大切にする心を育むなどの道徳教育を推進するための実践研究を実施している。

また、かけがえのない生命について考えさせるなど、道徳の内容を分かりやすく表した「心のノート」をすべての小・中学生に配布しており、平成19年度においても配布した。「心のノート」の趣旨を生かした創意ある活用を通して、授業や生活に意欲的に取り組み、かけがえのない命について児童が考えたり、児童自らの道徳性の育成に役立っている。



提供：文部科学省

#### (2) 学校における体験活動を通じた命の大切さの学習についての調査研究の実施及びその成果の普及

文部科学省において、学校における自然体験活動や社会奉仕体験活動の充実を図っており、平成17年度からは、高齢者との交流や保育体験、植物の栽培や動物の飼育体験など、命の大切さを学ばせるのに有効な体験活動に

についての調査研究を実施している。調査研究の成果については、教育委員会の担当者などを集めたブロック協議会を開催し、全国の教育委員会や学校に普及する。

### (3) 学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進

文部科学省において、「人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえ、学校、家庭、地域社会が一体となって教育上の総合的な取組を推進する「人権教育総合推進地域事業」、学校における人権教育について実践的な研究を委嘱する「人権教育研究指定校事業」を実施している。

また、学校における人権教育に関する指導方法の在り方などについて調査研究を行う「人権教育に関する指導方法等に関する調査研究」などを実施し、「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）」を作成している。

さらに、「人権教育を推進するための指導者の養成を目的とした研修」において、犯罪被害者等について取り上げた。

社会教育においては、都道府県・市町村教育委員会との連携・協力のもと、「人権教育推進のための調査研究事業」を実施している。

### (4) 学校における犯罪抑止教育の充実

文部科学省において、平成18年5月に「児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料（非行防止教室を中心とした取組）」を作成して、各教育委員会・学校などに配布し、これらを活用して非行防止教室の実施を始めとした犯罪抑止教育の充実を図っている。

### (5) 子どもへの暴力防止のための参加型学習への取組

文部科学省において、上記「児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料（非行防止教室を中心とした取組）」を活用した非行防止教室の実施を始め、子どもへの暴力防止

のための参加型学習の取組を推進している。

### (6) 家庭における命の教育への支援の推進

文部科学省において、命の大切さを実感させる意義などを記述している「家庭教育手帳」を作成し、子育てのヒント集として乳幼児や小学生などを持つ全国の親に配布している。

本手帳は、一人一人の親が家庭を見つめ直し、それぞれ自信を持って子育てに取り組んでいく契機となるよう作成しており、母子健康手帳の交付時や、小学校入学時などの機会を通じて配布されている。また、教育委員会や子育て支援団体などが主催する子育て講座などにおいて、受講者の学習教材として有効に活用されている。

### (7) 生命・身体・自由の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発

法務省において、平成19年3月、学校教育において法教育を実践する方法、工夫、留意点などを平易に解説したQ&A集と、教材例を用いた授業の実践例の映像を収録し授業のポイントなどを解説したDVD（「はじめての法教育Q&A」）を出版した。

さらに、平成19年5月、2年間にわたる法教育推進協議会の協議の状況を整理し、「法教育推進協議会の協議の状況について」と題する中間取りまとめを行い、法務省ホームページに公表した。

平成19年12月には、法教育を更に普及させるための広報・啓発活動の一環として、シンポジウムの開催を予定している。

### (8) 「犯罪被害者週間」にあわせた集中的な啓発事業の実施、犯罪被害者等の置かれた状況等について国民理解の増進を図るための啓発事業の実施

内閣府において、11月25日から12月1日までの7日間を「犯罪被害者週間」として設定し、平成18年度は、内閣府主催の「犯罪被害者週間」国民のつどい中央大会を開催すると

ともに、内閣府・地方公共団体共催の地方大会を、3府県において開催した。また、開催結果を、内閣府犯罪被害者等施策ホームページに掲載するとともに、報告書として関係機関へ配布した。

平成19年度は、中央大会を東京で開催し、地方大会を4道県で開催する（P102 コラム8「犯罪被害者週間の実施」参照）。

また、新たに、犯罪被害者等に関する標語を募集し、中央大会の場で表彰するとともに、ポスターなどの広報啓発に利用する。

## 第1章

## 第2章

## 第1節

## 第2節

## 第3節

## 第4節

## 第5節

## 基礎資料